記入

※ 無効通知発送伺

行の日	令和　年　月　日	被保険者証の返納があったときは、その年月日	令和　年　月　日	受領者印	
司の日	令和　年　月　日				

常務理事	事務局長	部　長	課　長	係　長	係	現金記録	療養記録	回収不能事由の種別	イ.所在不明 ロ.不応返納

健康保険被保険者証回収不能届

① 被保険者証の記号と番号	第 306 999 号		
② 被保険者の氏名	健保　一郎	③ 生年月日	昭和 平成 令和 38 年 8 月 1 日生
④ 被保険者の現住所または最後の住所	〒113-9999 東京都文京区湯島　999−9	☎	03　(3834) 7213
⑤ 被保険者の資格を取得した日	昭和 平成 令和 20 年 8 月 1 日	⑥ 被保険者の資格を喪失した日	平成 令和 1 年 5 月 8 日
⑦ 解退職の事由	(例) ・契約期間満了による。　・本人都合による。	⑧ 被保険者証(被保険者用)の回収の有無	有　・　無
⑨ 被保険者の現況	(例) ・電話不通により不明。　・自国へ帰国後連絡不通。　等々。		
回収不能となった被扶養者の氏名	などの被保険者に対する未払金の有無		有　・　無
	健保　京子		
	健保　太郎		

⑫ 被保険者および被扶養者の傷病状況

(A) 被保険者に傷病がないと認められる
B 被保険者に傷病があると認められる
(C) 被扶養者に傷病がないと認められる
D 被扶養者に傷病があると認められる

⑬ 被保険者証の返納方を督励した状況

令和 1 年 5 月 13 日	自宅へ架電もコールのみ。
令和 1 年 5 月 14 日	自宅へ架電も不通。督励文書送付。
令和 1 年 5 月 15 日	督励文書が転居先不明により返戻。
令和　年　月　日	

うえのとおり被保険者証を回収することができません。

令和 1 年 5 月 22 日

事業所所在地　東京都文京区湯島　3−15−4
事業所名称　健保電機商会　株式会社
事業主氏名　代表取締役　健保　三郎
電話　03 (1234 局) 5678 番

受付日付印

東京都電機健康保険組合

未回収となった「被扶養者」を記入してくださ

督励の経過は、できるだけ詳細に記入してください。

社会保険労務士記載欄

（注意事項）

アこの届書は被保険者の所在不明により被保険者証が回収不能であるときに、被保険者または被扶養者の被保険者証を返納すべき場合において、その返納がないためまたは再三の返納督促にも関わらず返納がないためイ提出することができない場合に、「被保険者資格喪失届」に被保険者証を添付して返納するものです。

A、B、C、Dの文字は、それぞれ該当する文字を○印で囲んでください。

③の昭和、平成、令和、⑧の有無、⑩の有無および⑫のオ被扶養者の被保険者証が回収不能であるときに、被保険者または被扶養者の被保険者証を返納すべき場合において、その返納がないためまたは再三の返納督促にも関わらず返納がないためウ提出することができない場合に、「被保険者資格喪失届」に被保険者証を添付して返納するものです。

エ⑪欄は、被扶養者の被保険者証が回収不能であるときに、被保険者または被扶養者の被保険者証を返納すべき場合において、その返納がないためまたは再三の返納督促にも関わらず返納がないためイ提出することができない場合に、「被保険者資格喪失届」に被保険者証を添付して返納するものです。

※⑪欄は、記入しないでください。

封筒を、再三の返納督励にもかかわらず返納しないものであるときは、返戻されたはがきまたは返納方督励状の写などをこの届書に添付してください。